

利用料金の従量課金制に関する取引約款

ログウェア株式会社（以下「弊社」という）は、弊社の提供する製品やサービス（以下「本製品・サービス」という）の利用料金を、お客様が従量課金制で支払う場合、以下の取引条件が摘要されます。お客様は、所定の方法で申し込みをすることにより、以下の取引条件に同意したものとみなします。

第1条（目的）

本取引約款の目的は、お客さまが「本製品・サービス」を利用するにあたり、弊社よりお客様に請求する利用料金および支払い方法などを定めるものです。

第2条（適用される製品）

本取引約款は次の製品・サービスに対して適用されます。

- ・ LOGOSWARE Xe 従量課金制
- ・ LOGOSWARE Platon 従量課金制
- ・ LOGOSWARE Libra 従量課金制
- ・ LOGOSWARE Spotty 従量課金制
- ・ LOGOSWARE FLIPPER 従量課金制

第3条（提供価格）

1. 「本製品・サービス」の利用料金は、別紙の各利用製品やサービスの料金表に記載された通りとします。
2. LOGOSWARE FLIPPER 従量課金制を除き、利用者数のカウント方法は、システムにログインしたユニークユーザー数をカウントするものとします。
3. LOGOSWARE FLIPPER 従量課金制の作成枚数のカウント方法は、次の通りとします。
 - (1) 作成枚数のカウント方法は、新規ブック作成時、ページ挿入時、ページ画像変更時の時とし、追加及び変更したページ数分をカウントするものとします。
 - (2) 作成枚数は、新規ブック作成時、ページ挿入及びページ画像変更時のブック作成開始に先立ち確定するものとします。
 - (3) サンプルモードで作成された使用（作成）枚数はカウント対象外とし、請求の対象外とします。
4. 弊社はおお客様に対して、利用者数又は作成枚数を集計し請求書を発行します。利用月は次の通りとします。
 - ・ LOGOSWARE Xe 従量課金制 : 1日～月末まで
 - ・ LOGOSWARE Platon 従量課金制 : 前月25日～当月24日、または1日～月末
 - ・ LOGOSWARE Libra 従量課金制 : 前月25日～当月24日、または1日～月末
 - ・ LOGOSWARE Spotty 従量課金制 : 前月25日～当月24日、または1日～月末
 - ・ LOGOSWARE FLIPPER 従量課金制 : 前月21日～当月20日
5. 市場の状況に応じて、価格変更の必要があると考えられる場合、弊社はお客様と協議し価格を変更する場合があります。

第4条（支払い方法）

1. お客様は、弊社から請求される毎月の利用料金を、利用月の翌月末までに弊社の指定した銀行口座に振り込むものとします。その際の振込手数料は、お客様の負担となります。
2. 各製品・サービスには、規定料金の範囲内で送受信可能な月間データ流量（以下、「流量」という）とデータを蓄積するストレージ容量（以下、「容量」という）の上限が定められています。流量、容量ともに規定された上限を超過した場合は、超過料金が発生します。弊社は、超過の有無を毎月月末締めで調査し、超過があった場合、その超過に応じた料金の請求書をお客様宛に発行します。お客様は、当該月の超過料金を翌月末までに弊社の指定する銀行口座に振り込みを行うものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。

第5条（タイプの変更）

1. 上位タイプへの変更（タイプA→タイプBまたはタイプ100→タイプ200等大きな数値への変更）は、月単位でいつでも可能です。下位タイプへの変更（タイプB→タイプAまたはタイプ200→タイプ100等小さな数値への変更）は、現タイプでの利用が1年以上経過後に、月の区切りで可能です。
2. タイプの変更後、下位タイプへの変更は変更から1年が経過するまではできません。

第6条（最低利用期間）

1. 「本製品・サービス」の最低利用期間は1年間となります。利用開始から1年以内での解約はできません。ただし、LOGOSWARE Libra 従量課金制 サブスク配信プランの最低利用期間は3か月とし、利用開始から3か月以内での解約はできません。
2. LOGOSWARE FLIPPER 従量課金制の最低利用期間はありません。
3. 一旦解約し再度利用を開始した場合は、新たな利用開始となり、再度、最低利用期間が適用されます。

第7条（解約方法）

1. 本取引約款に基づいた契約を解約し、「本製品・サービス」の利用を終了する場合は、お客様より、弊社所定の方法に従い解約申請していただきます。
2. 解約日は、次の通りに設定されます。解約日をもって「本製品・サービス」の提供が停止されます。
 - ・ LOGOSWARE Xe 従量課金制 : 解約申請を弊社が受理した日から翌月末
 - ・ LOGOSWARE Platon 従量課金制 : 解約申請を弊社が受理した日から翌月の24日、または月末
 - ・ LOGOSWARE Libra 従量課金制 : 解約申請を弊社が受理した日から翌月の24日、または月末
 - ・ LOGOSWARE Spotty 従量課金制 : 解約申請を弊社が受理した日から翌月の24日、または月末
 - ・ LOGOSWARE FLIPPER 従量課金制 : 年間ご利用がない場合は自動解約

第8条（強制的契約解除）

弊社は、以下の各号の場合に、お客様の利用を停止し、本取引約款に基づいた契約を解除することができます。

- (1) お客様から支払い期日までに利用料金が支払われない場合
- (2) 本取引約款の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにも拘わらず当該期間内に是正を行わないとき
- (3) 自ら振り出し、または裏書した手形又は小切手が一通でも不渡となったとき
- (4) 租税公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等、強制執行を受けたとき
- (6) 破産、民事再生または会社更生の申し立てがなされたとき
- (7) 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
- (8) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
- (9) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

第9条（準拠法等）

本取引約款は、日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本取引約款に関する全ての紛争についての第一審の専属的合意管轄裁判所は被告の弊社所在地を管轄する地方裁判所とします。

第10条（協議）

本取引約款に定めのない事項および疑義が生じた事項については、弊社とお客様が協議のうえ決定します。

更新履歷

2024 年 3 月 19日 (-01) 初版